

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月8日 午後1時30分～午後2時2分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)につい  
て

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
5番	河 野 和 夫	6番	中 村 正 治
7番	河 野 順 大	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	木 下 正 信
11番	松 藤 忠	13番	長 岡 直 行
14番	倉 吉 大 作	15番	北 原 喜 博
16番	田 崎 明	17番	前 原 新
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

12番 東 政 廣

出席推進委員（19名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	藤 木 茂 光	22番	井 上 正 光
23番	高 尾 芳 樹	24番	境 秀 作
25番	山 下 勝 敏	26番	釘 嶋 房 男
27番	大 塚 育 久	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
33番	山 下 信 介	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	38番	宮 崎 和 道
39番	坂 口 昌 義		

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年9月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号12番東政廣委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、19名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号11番松藤忠委員、同じく13番長岡直行委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

この前から現地を確認しましたところ、何も異常なかったと思いますので、皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（野中）

29日に本人さんとの面談、また現地確認などをしております。別に問題ないと思っております。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

これも現地確認いたしまして、何も問題ないと思っております。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

この案件は、集落の中にある畑でございまして、買受人の方が非農家です。現在の農地の所有はゼロと書かれておりますけれども、現地確認したところ、入り口なんか軽トラがいっぱいいっぱい入るぐらいの広さしかなくて、本人さんと面談したところ、結局、収益を求めた農業はしないと。ぶっちゃけ家庭菜園でちょこちょこ何か作っていかうかなということだったので、恐らく農業としての経営の成り立つような農地ではなかったもので、地元委員としてはいいんじゃないかなと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これにつきましては、書類、現地ともに確認いたしました。地元委員としては問題ないと思います。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

この議案書の6、7、8、9については、1所有者が地区外の人のために農地全部処分するという形で申請が行われているようですので、現地、書類ともに確認いたしましたけれども、問題ないと思われ。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をお願いします。

**○事務局（東）**

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いするところではございますけれども、先ほど釘嶋委員のほうから6、7、8、9と同一人物の譲渡人ということの案件ということなので、地元委員の意見は省かせていただきます。

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をお願いします。

**○事務局（東）**

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

これは1人の方が多数の方に譲り渡してありますけど、これができれば農地が集約できるような形での譲渡しにはならんやっただらうかなという思いがありますので、そこんにきはでけんやっただか、以上です。

○事務局（岡）

お答えします。一応この譲渡は、現在小作権を持っている方への譲渡しという形になっています。そして、6番から9番までの方は、もともと小作してあった方への譲渡しとして、集約というよりも小作人への売買という形になっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号9番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

現地確認しましたところ、何ら問題ないと思います。皆様の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてと議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、関連がございますので一括審議といたします。

事務局は説明してください。

○事務局（田中）

農地法第4条及び第5条について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

高速自動車国道みやま柳川ICから300メートル以内に位置する第三種農地に、産業団地の造成を行うために転用するものです。

北は水路、西は田・道路、南は道路、東は道路・水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は、側溝及び調整池を設置し水路へ放流します。

被害防除は、緑地帯を設け擁壁を設置します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○27番（大塚）

これも何ら問題ないと判断しています。皆様の審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江崎）

9月5日に農地委員のメンバーで現地確認いたしました。特に問題ないと思いますので、皆さんの審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま議案第22号と議案第23号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号及び議案第23号を原案どおり承認することに決定

いたします。

次に、議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第24号について説明をしてください。

#### ○事務局（平野）

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は田9万83平方メートル、畑1万8,557平方メートル、合計10万8,640平方メートルで、件数は16件、筆数は42筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書12ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

#### ○議長（徳永）

9ページ番号5番から7番の譲受人及び10ページ12番の譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。

#### ○農政委員（加藤）

9月5日に新規就農者面談ということで行っております。この新規就農者につきましては、約10年間、JAにおいてミカンの指導員として勤めてありました。今回、ミカンの経営を自分でしたいということで、3月いっぱいJAを退職され、今回、約1ヘクタールの貸借ということでありますが、来春には約60アールの新植を計画されてありまして、今準備を進めてあります。将来的には3ヘクタールほどの経営をしたいということです。既にJAの部会も入っておりますし、栽培技術もしっかりしてあると思いますので、この地域のリーダーになっていただきたいというふうに考えております。

次の方につきましては、この方も9月5日に面談を行いました。この方はナスの施設栽培をしたいということで、元はビニールハウスの資材を扱う会社に勤めてあったということです。それで、仕事柄ハウスに通うというか、そういうことで自分もやってみたいということで、

今回、昨年いっぱい退職され、1月よりナス農家で、片づけまで約半年間研修をされたということです。

今回、譲渡人がナス農家を辞められるということで、その跡を引き継ぎ経営されるということです。以前の職業から申請土地の周りにはナス農家の知り合いも多くて、何かあったら相談もできるということで、心強いということですね。それと、出荷関係もJAに出荷するということで、これから頑張っていただきたいということで面談をいたしました。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第24号について説明がありました。加藤委員からは、新規就農をされる方お二人の面談内容も詳しく御説明いただきありがとうございました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第24号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項1. 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を受け手ごとに照会されています。

つきましては、議案書14ページの「権利の設定を受ける者」について御意見があるかお諮りいたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）については意見なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、意見なしといたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が5件出されております。内容につきましては、自作が1件、設定が3件、所有権移転が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後2時2分 閉会